

平成25年第3回御代田町議会定例会 議事日程（第2号）

平成25年9月27日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 報告第 8号 専決処分事項の報告について（町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 議案第62号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業児玉雨池地区の施行について
- 日程第 7 議案第63号 平成24年度御代田北小学校大規模改造工事請負契約の変更契約について
- 日程第 8 議案第64号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第65号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第66号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第67号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第68号 平成24年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第69号 平成24年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第70号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第71号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 72 号 平成 24 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 73 号 平成 24 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 74 号 平成 24 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 75 号 平成 24 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 76 号 平成 24 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 77 号 平成 24 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 78 号 平成 24 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 79 号 平成 24 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 80 号 平成 25 年度御代田町一般会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 81 号 平成 25 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 82 号 平成 25 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 83 号 平成 25 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 28 議案第 84 号 平成 25 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 29 議案第 85 号 平成 25 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 30 議案第 86 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補

正予算案（第1号）について

日程第31 報告第9号 平成24年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

日程第32 報告第10号 平成25年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告に
ついて

平成 2 5 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 9 月 2 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 5 年 9 月 2 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 5 年 1 0 月 9 日	午前 1 0 時 4 1 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 5 年 9 月 2 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 5 年 9 月 2 7 日	午後 4 時 0 1 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会 議 録 署 名 議 員	3 番 五 味 高 明
	4 番 徳 吉 正 博

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	山 本 邦 重
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	茂 木 康 生	教 育 次 長	重 田 重 嘉
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回定例会会議録

平成 25 年 9 月 27 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長 (笹沢 武君) おはようございます。

これより、平成 25 年度第 3 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 25 年 9 月 27 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 25 件・報告 3 件が提出されてい
ます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、池田健一郎議員他 7 名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは、監査委員からの定期監査、例月現金出納検査報告書でござい
ますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。また、閉会中の報告事項につき
ましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省
略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る9月26日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成25年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決事項の報告1件、事件案2件、条例案4件、決算認定12件、予算案7件、報告2件の計28件であります。

6月定例会以降提出されました請願等は、ございませんでした。

会期は本日より10月9日までの14日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

15ページをお願いをいたします。

平成25年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	9月26日	木曜日	午前10時	開会 議会構成
第 2 日目	9月27日	金曜日	午前10時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程 議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 3 日目	9 月 2 8 日	土曜日		休会
第 4 日目	9 月 2 9 日	日曜日		休会
第 5 日目	9 月 3 0 日	月曜日		休会
第 6 日目	1 0 月 1 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日目	1 0 月 2 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 8 日目	1 0 月 3 日	木曜日		休会
第 9 日目	1 0 月 4 日	金曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 1 0 日目	1 0 月 5 日	土曜日		休会
第 1 1 日目	1 0 月 6 日	日曜日		休会
第 1 2 日目	1 0 月 7 日	月曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 1 3 日目	1 0 月 8 日	火曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 4 日目	1 0 月 9 日	水曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして常任委員会と全員協議会の日程・時間について報告をいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 0 月 4 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 0 月 7 日 月曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 0 月 4 日 金曜日 午前 1 0 時 議場

1 0 月 7 日 月曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

1 0 月 8 日 火曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で、報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、9月26日から10月9日までの14日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月26日から10月9日までの14日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（笹沢 武君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

3番 五味 高明 議員

4番 徳吉 正博 議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しいところを、平成25年第3回議会定例会にご参集をたまわり、議会が開会できますことに、心より感謝を申し上げます。

去る9月16日に、長野県に最接近した台風18号は、御代田町での最大雨量が午前10時から11時までの1時間で28ミリ、総雨量が午前4時から午後3時までの11時間に99.5ミリを記録しました。当町においては、幸いなことに人的被害はなかったものの、伍賀地区を中心として、何カ所か被害を受けました。現時点で把握している主な被害状況は、用水、側溝などの氾濫・決壊・埋没が16件、道路、農地、土手などの崩落・陥没・土砂流入などが23件となっております。

町といたしましては、台風当日、職員を役場に参集し、いち早い被害拡大を防ぐ対策や、町内の被害状況の把握に努めてまいりました。今後、発生するかもしれない大規模な災害に備え、あらためて、職員の、より有効で迅速な活動態勢の検討も進めてまいりたいと考えているところです。

また、住民の皆様には、平時から災害に備えて意識を持っていただくために、引

き続き防災知識の周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告1件、事件案2件、条例の一部改正案4件、決算認定12件、補正予算案7件、報告事項2件の、28件です。

専決処分事項の報告1件については、町道での車両損傷事故に係わる損害賠償額を定めたものです。

事件案2件については、児玉雨池地区の土地改良事業施行認可申請にあたり、議会議決をお願いする案件を含めた2件です。

条例案4件につきましては、平成25年度税制改正において、国税の延滞税、利子税、還付加算金について、現在の低金利の状況に合わせた引き下げが実施されることから、地方税についても同様の見直しが行われるため、御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正を含めた条例の一部改正4件をお願いするものです。

平成24年度一般会計の決算認定ですが、歳入総額は62億6,786万円で、前年度に比べ、14億9,296万円、19.2%の減額となりました。これは、まちづくり交付金が大幅に減額となったことにより、国庫支出金8億5,641万円の減額と、平成23年度に初期の目的を達成した中学校建て替え基金等、2基金を廃止し、基金繰入金で5億9,327万円を計上しましたが、この分がなくなったことが主な要因です。

歳出総額は59億1,582万円で、前年度に比べ、15億8,581万円、21.1%の減額となりました。これは、平成23年度に中学校旧校舎解体とグラウンド整備工事が完了したことなどにより、普通建設事業費で5億4,121万円が減額となったことや、同じく23年度に新たに基金設置した役場庁舎整備基金、教育施設整備基金などへの積立金の支出9億234万円がなくなったことが、主な要因となっています。

以上、一般会計歳入歳出差引額から、後年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ1億7,000万円の決算積立を行い、繰越明許により繰り越した財源を除いた1億6,166万円を、平成25年度へ繰り越しました。

特別会計におきましても、それぞれ11特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒

字決算となり、財政健全化法に基づき監査委員の審査に付した上で、今議会において良好な比率を報告することができました。

次に、平成25年度一般会計の補正予算ですが、歳入歳出それぞれ1億7,796万円を増額し、合計61億3,069万円とするものです。

歳入の主な内容は、平成24年度からの繰越金1億1,166万円や、額の確定した普通交付税3,621万円、町債のうち、臨時財政対策債2,400万円の増額を、それぞれ計上しました。

歳出の主な内容は、総務費のふるさと創生基金積立金として7,200万円をお願いしました。これは、国の平成24年度補正予算で創設された、地域の元気臨時交付金の一部をふるさと創生基金に積み立てておき、来年度実施する普通建設事業費に充てるものです。このほか、地域介護福祉空間整備等推進交付金事業費910万円や、住宅リフォーム補助金1,000万円の増額、杉の子幼稚園未満児保育施設建設補助金1,826万円。まちづくり交付金事業で実施している雪窓向原線電柱移転補償料7,000万円の減額をお願いするとともに、6月の臨時議会で可決いただいた給与の臨時特例に関する条例に伴う特別職及び一般職の給料1,484万円の減額補正を計上しました。

また、特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、6会計で総額9,794万円の増額補正を計上しました。

報告2件につきましては、御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告と、御代田町土地開発公社補正予算の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、原案どおりのご承認、ご決定をお願いを申し上げまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 報告いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

報告第8号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決させていただきますので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成25年9月27日 提出

御代田町長 茂木祐司

次の4ページをご覧ください。

専第15号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成25年7月26日 専決。示談の日でございます。御代田町長 茂木祐司
事故発生日時、平成25年6月4日午後7時30分頃。

事故発生場所、御代田町大字御代田2484番地5路上。

被害者の住所氏名につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要、町が所有管理する道路側溝で、コンクリート枠部分が破損しグレーチング蓋が突出した状態にありました。上記日時場所において、被害者が運転する普通乗用車が乗り上げ、タイヤがグレーチングの角に接触して、左側前のタイヤを損傷した。裂けてしまったものでございます。

損害賠償額は6万1,425円。全額全国町村会総合賠償補償保険で対応いたしました。

以上でございます。

○議長(笹沢 武君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第8号を終わります。

―――日程第6 議案第62号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業

児玉雨池地区の施行について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 議案第62号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業児玉雨池地区の施行についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚 守産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） 議案書の5ページをお願いします。

議案第62号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業児玉雨池地区の施行について

土地改良法第96条の2第2項の規定により、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業児玉雨池地区の土地改良事業施行認可申請を行うにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

記

事業名称 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 児玉雨池地区

事業目的 町の幹線用水路で一部整備されているが、土形水路や底張がされていない未整備区間においては、洗掘による河床低下や土砂溜まりによる堆積が生じ、既存側溝の通水断面の小さい区間では、沿線のり面の崩落や農地への浸食や土砂流出などが起こるため、農地や管理道への被害が生じています。用排水路整備を行うことにより、農地被害の防止、安定的な農業用水の供給など営農条件が整えられ、維持管理労力の節減ができ、農業経営の安定化が図られ、継続的な農地利用を確保します。

事業内容 水路工 延長4,370メートル

施行年度 平成25年度～平成29年度の5年間

概算事業費 2億円

負担割合 国費50% 県費1% 町費49%

平成25年9月27日 提出

御代田町長 茂木祐司

別添の資料番号1をご覧ください。

平成25年度新規採択希望 農山漁村活性化対策整備の図面でございます。

図面上の上の、千ヶ滝湯川用水路西側の七口を通過して雪窓保育園の西を流れる児玉用水と、同じく千ヶ滝用水路東側から雨池を通過して雪窓湖東を流れる雨池用水、そしてこの2用水路がふるさと農道を過ぎて合流し、湯川を流れる児玉雨池用水を整備するもので、黒い点線は既設路線で、赤い実線が計画用水路でございます。

今回の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業は、土地改良事業で実施することから、知事に協議をするために議会の議決が必要なことから、お願いするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第62号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業児玉雨池地区の施行については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第63号 平成24年度御代田北小学校大規模改造工事

請負契約の変更契約について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第7 議案第63号 平成24年度御代田北小学校大規模改

造工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第63号 平成24年度御代田北小学校大規模改造工事請負契約の変更契約について、ご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成24年度御代田北小学校大規模改造工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法の規定によって議会の議決を求めるものであります。

契約の金額でございますが、当初、8,473万5,000円。変更後9,719万8,500円。変更増が1,246万3,500円でございます。

ご承知のとおり、北小の改修工事については、大井建設工業が受注し、工事を進めておりました。今回の契約変更につきましては、工事を実施する中で、新たに改修を必要とする箇所が見つかったり、改修方法の変更が必要になったことによるものでございます。

内容といたしましては、外壁改修の面積増、それからプールのフェンスの交換等々でございます。

変更に伴いまして、予定工期も10月31日までとしていたものを、12月30日まで延長となります。

よろしくご審議をたまわりますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第63号 平成24年度御代田北小学校大規模改造工事請負契約の変更契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第64号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第8 議案第64号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処
分に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第64号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を
改正する条例案についてでございます。

先ほどの町長の招集あいさつにもございましたけれども、25年の税制改正にお
いて、現在の低金利の状況に合わせ、国税の延滞金、利子税、還付加算金の率の引
き下げが行われました。地方税についても同様の見直しが行われたことから、税に
準じている延滞金等についての見直しを行うものでございます。また、これに合わ
せて、一部字句の訂正も含んでございます。

次の8ページをお願いいたします。

御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例(案)
御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を、次のように改正
する。

第5条第2項中「事由」を「事情」に改める。

第5条の2を次のように改める。

当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示された割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第5条の2の規定は、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

とするものでございます。

説明は以上でございます。

次の9ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第9 議案第65号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第9 議案第65号 御代田町後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第65号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

この改正でございますけれども、この前に企画財政課長が説明いたしました税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正と同じ内容でございます。

平成25年度税制改正により、現在の低金利の状況に合わせての延滞金の引き下げ、これに伴い、御代田町後期高齢者医療に関する条例の附則第3条の一部改正を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(案)

御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

当分の間、第7条第1項に規定する、このこれ以下の改正文につきましては、税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例と同じでございます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の御代田町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

ということでございます。説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第10 議案第66号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会

設置条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第10 議案第66号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注町民課長。

(町民課長 尾台清注君 登壇)

○町民課長（尾台清注君） それでは、議案書の14ページをお開きください。

議案第66号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

次の15ページをお願いいたします。

御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例（昭和40年御代田町条例第2号）の一部を、次のように改正するというので、今回の改正は、平成24年8月、子ども子育て関連3法が公布され、それに基づく新たな支援制度が平成27年度から開始されることに伴い、支援法の第77条に対応するため、運営委員会設置条例の一部を改正するものです。具体的には、新たな構成員を追加し、定数を変更するものです。

次の16ページ、新旧対照表をご覧ください。

第3条は、定数並びに任命について規定されておりますが、1項の定数を8名から10名以内とし、第5号として新たに私立児童福祉施設を代表する者2名以内を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。というものです。

説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 1 議案第 6 7 号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 1 議案第 6 7 号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 1 7 ページをご覧ください。

議案第 6 7 号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、先ほどの議案第 6 4 号 御代田町税外収入金条例の一部改正案及び議案第 6 5 号 御代田町後期高齢者医療条例の一部改正案と同様に、地方税法の一部改正に準じて、延滞金の率を引き下げるものでございます。

上位法であります、都市計画法の規定によりまして、率が若干違いますが、一部改正の趣旨は同様でございます。

それでは、次の 1 8 ページをご覧ください。

御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を、次のように改正する。

1 3 条第 1 項中「年 1 0 0 分の 1 4 . 5」を「年 1 4 . 5 %」に、「年 1 0 0 分の 7 . 2 5」を「年 7 . 2 5 %」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2項につきましては、先ほどの件と同様の文言でございます。ただし、説明しましたとおり、率が、14.6%が14.5%、7.3%が7.25%と、上位法であります都市計画法に規定されているとおり、若干の差がございます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例第13条第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

次の19ページ、20ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第68号 平成24年度御代田町一般会計歳入歳出

決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第12 議案第68号 平成24年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第68号 平成24年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

別冊の決算書の6ページから13ページまで、歳入・歳出決算書 款項別集計表

についての説明をいたすわけですが、これにつきましては、まとめたものがお手元の資料番号2となっております。そちらをご覧くださいながら、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、平成24年度の決算について説明をいたします。

決算総額等の昨年との比較等々につきましては、先ほどの町長あいさつとも重複いたしますので、細部の概略についてご説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。資料の1ページでございますが、科目構成比別に見ますと、款1の町税が35%、款10の地方交付税22.7%、款21の地方債15.4%、款14の国庫支出金8.3%、款15、県支出金5.7%の順となり、町税で6.2ポイント、地方交付税で4.1ポイント、地方債5.4ポイント、県支出金で0.5ポイント増加しております、逆に国庫支出金で9.5ポイント減少しております。

自主財源でございます町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計は、27億2,816万1,000円ということで、構成比が43.5%、前年度は44.8%でございます、前年に比べ、7億5,479万5,000円減少しております。

また、依存財源でございます地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、国・県支出金、地方債等の合計も、35億3,970万1,000円で、構成比では56.5%、前年は55.2%でございますので、前年度に比べて7億3,816万8,000円減少しております。

以上のとおり、自主財源、依存財源ともに大きく減額となっておりまして、自主財源につきましては、平成23年度に中学校建替基金等の繰り入れを実施したこと、それから依存財源につきましては、まちづくり交付金を始めとする国庫支出金の減額が主要因となっております。

歳入の主なものの増減理由でございますが、町税は総額21億9,383万1,000円で、前年比4,438万1,000円。率にして2%減少しております。年少扶養控除廃止等による個人住民税の税収増はございましたが、依然として景気回復傾向にございません。法人町民税の減額や土地評価の下落や評価替えにより、固定資産税で7,165万3,000円、都市計画税で854万6,000円減となったことによります。

なお、徴収率の方ですが、昨年に比べて減免で6ポイント、全体で1.5ポイントの上昇ということで、昨年度に引き続き、大きな伸びとなっております。

次に、地方譲与税でございます。6,916万7,000円。前年度が7,252万5,000円でございますので、前年比で335万8,000円、4.6%減少しております。内訳としましては、自動車重量譲与税が375万6,000円、7.2%減少いたしまして、揮発油譲与税につきましては39万8,000円、2%増加しております。

飛ばしまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。2,082万円で、前年比18万7,000円、0.9%増加いたしました。大浅間ゴルフ倶楽部では13万7,000円の減少。グランディ軽井沢ゴルフ倶楽部では32万4,000円増加しております。

次に、地方交付税でございますが、14億2,323万8,000円で、前年比2,046万9,000円、1.4%減少しました。内訳といたしましては、普通交付税で8万3,000円増額、特別交付税が2,055万2,000円、14.9%減少しました。

普通交付税については、基準財政需用額の増が基準財政収入額の増を上回ったものの、臨時財政対策債振替額が増えたことにより、交付税は前年度とほぼ同額となっております。

特別交付税につきましては、法人町民税修正分の交付が2,131万8,000円の減額になったことによるものでございます。この結果、財政力指数は0.578、前年が0.606ということで、若干財政力指数は落ちてございます。

分担金・負担金でございます。9,834万9,000円で、前年比261万1,000円、2.7ポイント増加しております。管外保育の負担金、それから一時保育負担金の増額によるものです。また、主な負担金徴収率は、保育料現年分で98.5%と、こちらは1ポイント減少となっております。

資料の2ページをお願いいたします。

使用料・手数料は、8,123万7,000円で、前年比352万8,000円、4.2%減少いたしました。上の林霊園の墓地永代使用料の減が主要因でございます。

主な使用料の徴収率でございますが、住宅使用料で現年度98.5%と、0.5

ポイント増加となっております。

国庫支出金は5億2,210万円で、8億5,641万1,000円、62.1%減少しております。まちづくり交付金6億5,404万1,000円や地域介護福祉空間整備等施設整備交付金9,640万円の減が主要因でございます。

県支出金は3億5,928万6,000円で、前年比4,071万7,000円、10.2%減少しております。産地再生施設緊急整備事業補助金3,233万6,000円などの増はございましたけれども、緊急雇用創出事業補助金1億4,889万7,000円の減で、大幅の減となっております。

次に財産収入につきましては1,363万9,000円で、前年比178万円11.5%減少しております。財政調整基金などの基金利子の減少によるものでございます。

繰入金でございますが、3,935万3,000円で、前年比5億8,347万2,000円減で、93.7%減少しております。これは基金の中学校建替基金、それから総合文化会館建設基金を廃止したことによって、繰り入れを行ったものでございますが、これが24年度はございませんでしたので、大幅な減となっております。

地方債でございますが、9億6,610万円で、前年比1億8,930万円、24.4%増加しております。

緊急防災・減災事業債1億4,410万円、まちづくり交付金事業債1億2,560万円の増によるものでございます。

その他で、前年度を上回った収入といたしましては、地方消費税交付金119万2,000円0.9%、自動車取得税交付金456万6,000円33%、諸収入3,584万8,000円28.4%増などとなっております。

前年を下回った収入でございますが、利子割交付金が108万円21.3%、配当割交付金が20万2,000円7.1%、株式譲渡所得割交付金29万2,000円32.5%、地方特例交付金1,091万1,000円48.5%、繰越金1億6,015万3,000円53.5%が、それぞれ減少となっております。

歳入につきましては、以上です。

次に資料の3ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。

科目構成比別に見ますと、款3、民生費24.4%。款8、土木費18.8%。

款 2、総務費 16.1%。款 12、公債費 12.1%。款 10、教育費 8.3%の順となり、昨年度に比べて民生費で 4.3ポイント、土木費で 2.7ポイント、公債費で 0.1ポイント増加し、逆に総務費、教育費で 4.9ポイント減少してございます。

歳出の主な増減理由について申し上げます。

議会費は 8,130万 8,000円で、937万 9,000円、10.3%減少してございます。地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員共済会負担金 964万 1,000円の減によるものでございます。

次に総務費でございますが、9億 5,382万 8,000円で、前年比 6億 2,028万 6,000円、39.4%減少してございます。これにつきましては、23年度に新たに設置しました役場庁舎整備基金の積立金と、財政調整基金がそれぞれ減額したことによるものでございます。

民生費は 14億 4,489万 7,000円で、前年度比 6,598万 3,000円、4.4%減少してございます。障害者自立支援給付費 3,388万 6,000円の増はございましたけれども、地域介護福祉空間整備事業関係で 1億 2,117万 4,000円の減額や、児童手当の月額支給額が変更になったことによる 3,398万円の減等によるものです。

衛生費につきましては、4億 4,765万 9,000円で、前年度比 5,435万 1,000円、13.8%増加してございます。こちらにつきましては、佐久広域連合佐久医療センター整備負担金 4,446万 1,000円が新たに増えたことによります。

労働費におきましては、103万 8,000円で、前年度比 107万 8,000円、468.7%増加してございます。こちらにつきましては、雇用促進事業補助金が 90万円、佐久高等職業訓練校補助金が 17万 8,000円増加したことによります。

農林水産業費は、2億 8,554万 4,000円で、前年度比 8,054万円、22%減少しました。

歳入でも申し上げましたが、産地再生関連施設緊急整備事業費 3,233万 6,000円や、鳥獣被害防止柵設置工事 676万 2,000円の新規事業による増額がございましたが、森林公園排水路改良工事等を実施したまちづくり交付金事

業が1億1,865万8,000円減少したことが主要因でございます。

商工費でございますが、6,493万2,000円で、前年比1,466万7,000円、18.4%減少しました。こちらは、工業振興補助金が6,975万円減額になったことや、23年度に実施しました龍の舞い補助金116万円、観光案内板設置工事113万4,000円等が減少したことなどによります。

土木費は11億1,003万8,000円で、前年比9,751万9,000円、8.1%減少してございます。

緊急防災・減災事業として新規に実施した避難路整備1億2,957万9,000円の増額や、公共下水道特別会計繰出金2,123万9,000円の増額はございましたが、地方道整備事業、緊急雇用創出事業関連、公園整備工事等々の減によりまして、全体としては減少となりました。

消防費は、3億451万2,000円で、前年比7,880万6,000円、20.6%減少してございます。こちらにつきましては、23年度施行した緊急告知システム整備工事9,311万4,000円の減額が主要因でございます。

教育費でございます。4億9,165万4,000円で、前年比5億29万1,000円、50.4%減少してございます。中学校旧校舎の解体や、グラウンド整備工事などを行った中学校建替事業3億2,183万7,000円の減、教育施設整備基金積立金の1億9,950万円の減額が要因でございます。

災害復旧費は1,365万2,000円で、前年比758万4,000円125%増加してございます。いずれも町単独の災害復旧費で、農林水産業施設が341万2,000円、公共土木施設費が417万2,000円、それぞれ増額となっております。

公債費は、7億1,649万2,000円で、前年比1億8,135万2,000円、20.2%減少してございます。平成23年に15年償還の10年目に借り換えを予定していたエコールみよたの建設事業債につきまして、これを借り換えを行わずに全額償還したために、大きく減額となっております。

次に、決算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出差引額でございますが、3億5,203万7,994円という状況です。うち、基金繰入金として、1億7,000万円を基金に繰り入れをしてございます。

以上が決算の概要でございます。

次に、198ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が、これは1,000円単位になってございます、62億6,786万1,000円。歳出総額が59億1,582万3,000円。歳入歳出差引額が3億5,203万7,000円。4の、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が2,037万1,000円でございます。5の実質収支が、これは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき額を引いたものでございますが、3億3,166万6,000円。このうち、6番の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、これが1億7,000万円でございます、次年度繰越額は実質収支から基金繰入額を引いた1億6,166万6,000円となります。

決算書の394ページ以降に、決算に関する説明資料がございます。地方公共団体の会計では、個々の団体ごとに各会計の範囲が異なりますことから、市町村との財政比較や統一的な掌握を可能にするため、地方財政統計上で統一的に用いられる会計区分といたしまして、普通会計というものがございます。当町で申しますと、一般会計、住宅新築資金貸付特別会計と小沼地区財産管理特別会計を合わせたもので、ここの町の普通会計の全容を対外的に示すものでございます。この普通会計での決算は、3会計を単純に合算するのではなく、会計間の重複を調整しておりますので、3会計ごとの決算から簡単にその額を求めることができませんし、一般的には理解しにくい状況がございます。また、一般会計がこの普通会計に占める割合が99.9%以上、つまり、他の2会計を合わせても0.1%に満たないという状況でございますので、この資料では、一般会計に特化した説明とさせていただきます。なお、このうち、11ページから15ページまでの帳票と、皆様方のお手元に配付してございます資料番号3の、この1枚のA4、平成24年度決算状況については、ただいま申し上げました普通会計での決算の数値で作成しております。ですから、決算書の数値とは直接結びついてまいらない部分が多々ございますので、その点だけご承知おきをいただきたいと思っております。説明については以上です。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

(10番 池田健一郎君 登壇)

○10番(池田健一郎君) 議席番号10番、池田健一郎です。

決算の中で、農業総務費の中で、町内あちこちで鳥獣被害が報じられている中で、いち早く宮平の地域に防護柵、これを設置されて当初注目されたわけですが、この設置の結果、どのような効果が得られたのか、ご説明いただければと思います。

○議長(笹沢 武君) 飯塚産業経済課長。

(産業経済課長 飯塚 守君 登壇)

○産業経済課長(飯塚 守君) それではお答えします。

豊昇宮平地区に設置した鳥獣被害防止柵の効果についてということですが、鳥獣被害防止柵設置前には、イノシシやシカの侵入等が頻繁に見られ、野菜の被害は甚大でしたが、25年3月に被害防止柵を設置しました。その設置柵内に町道があるため、すべてを囲むことはできず、その対応として、センサーで感知し、音を発する器械を設置し、対応しております。すべての鳥獣の侵入を防ぐことはできませんが、多少の侵入形跡はあるものの、野菜の被害は減少している状況でございます。以上です。

○議長(笹沢 武君) 池田健一郎議員。

○10番(池田健一郎君) 大変効果があったというふうな報告です。これを足掛かりに、町内各所でこういったものが設置されるような方向になればと思い、質問いたしました。以上です。

○議長(笹沢 武君) ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 議席番号12番、市村千恵子です。

1点お聞きいたします。

決算書の143ページであります。土木費の中の都市計画総務費の住宅リフォーム補助金999万6,000円とありますけれども、この工事实績内容と、それから経済効果はどうだったのか、それについてお願いします。

○議長(笹沢 武君) 荻原建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) お答えいたします。

決算書のページ数ですが、145ページではないかと思いますが、お願いいたします。

お答えいたします。

平成24年度の住宅リフォーム補助金の実績につきましては、申請件数の合計が58件ございました。うち、リフォーム中止による申請の取り下げが1件ありまして、交付件数は57件となっております。リフォームの内容につきましては、屋根が6件、外壁が5件、浴室、台所等の水回りが4件、窓が2件、サンルーム等のその他が3件、これらの複合での申請が37件と、多種多様なリフォームが施工されました。

経済効果につきましては、補助金の交付総額999万6,000円に対しまして、消費税抜きの工事費の総額が7,564万9,000円のリフォームが実施されましたので、約7.6倍の効果があったものと考えております。

参考までに、現時点における町内登録業者数につきましては、個人経営も含めまして38業者となっております。以上です。

○議長(笹沢 武君) 市村千恵子議員。

○12番(市村千恵子君) 大変すみません、38業者登録の中で、施工業者はどのぐらいありましたでしょうか。それをちょっと、何軒が施工したのか。

○議長(笹沢 武君) 荻原建設課長。

○建設課長(荻原 浩君) その38軒の中のすべてが24年度中に施工したかというような状況ではありません。ただ、ちょっと具体的にそのうちの何社が施工したかというのは、ちょっと今、資料、数字を持ち合わせておりませんので、後でお知らせしたいと思います。以上です。

○議長(笹沢 武君) 市村議員。

○12番(市村千恵子君) 終わります。

○議長(笹沢 武君) ほかに質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 09 分)

(休 憩)

(午前 11 時 23 分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議案上程中ではありますが、萩原建設課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

萩原建設課長。

(建設課長 萩原 浩君 登壇)

○建設課長（萩原 浩君） 先ほどの市村議員のご質問に対して、軒数をお答えいたします。平成 24 年度合計で 37 件の施工が行われたわけですが、それを実際に施工した業者につきましては、32 社でございます。以上です。

――― 日程第 13 議案第 69 号 平成 24 年度御代田町御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 13 議案第 69 号 平成 24 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の 22 ページをお願いいたします。

議案第 69 号 平成 24 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の 307 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 24 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。歳入・歳出決算書 款項別集計表でございます。歳入。

款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額が 721 万 8,502 円。こちらにつきましては、基金利子が 1 万 8,502 円。土地貸付料ということで、ハートピアが 700 万円、雪窓保育園が 20 万円でございます。

款 1、項 2、財産売払収入でございますが、収入済額 30 万 3,800 円でございます。これは山ノ神地籍 49 平米を売却したものでございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。収入済額 1,180 万円。財政調整基金からの繰り入れでございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金でございますが、収入済額で 71 万 1,526 円、前年度からの繰越金でございます。

諸収入は収入がございませんでした。

歳入合計が 2,003 万 3,828 円でございます。

次の 310、311 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございますが、支出済額が 1,904 万 3,832 円でございます。この内訳でございますが、財産区有林管理委託料ということで、400 万円。50 万円×8 区でございます。財産区有林の草刈委託料ということで、640 万円、80 万円×8 老人クラブでございます。繰出金が 700 万円、一般会計への繰り出しでございますして、楽器補助に充てたものでございます。その他委員報酬、旅費等でございます。予備費の充当はございませんでした。

歳出合計が 1,904 万 3,832 円ということでございます。

次の 312 ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が 98 万 9,996 円でございます。

こちらの決算につきましては、8 月 23 日の御代田財産区管理会で同意をいただいております。

318 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

こちら 1,000 円単位でございます。歳入総額が 2,003 万 3,000 円。歳入歳出総額が 1,904 万 3,000 円。歳入歳出差引額が 98 万 9,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支で 98 万 9,000 円ということでございます。これが次年度の繰越金ということになります。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

挙手、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

――日程第14 議案第70号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第70号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第70号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の211ページをお願いいたします。

平成24年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入・歳出決算 款項別集計表でございます。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額が5万5,347円。基金利子と土地貸付料でございます。

款1、財産収入。項2、財産売払収入でございますが、18万350円。塩野区内専用地として、36平米分でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。590万円でございます。基金からの繰り入れでございます。

款3、項1、繰越金。41万8,208円。前年度からの繰り越しでございます。

諸収入は歳入ございませんでした。

歳入合計が655万3,905円となります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございますが、支出済額が587万8,483円でございます。林野管理委託料が212万1,000円。委員報酬が15万6,000円。繰出金が280万円等々でございます。

予備費の充当はございません。

歳出合計額が 5 8 7 万 8, 4 8 3 円という状況でございます。

次の 2 1 6 ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が 6 7 万 5, 4 2 2 円。こちらにつきましては、8 月 3 0 日に管理委員会を開催し、同意を得てございます。

2 2 2 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

こちらも 1, 0 0 0 円単位でございます。歳入総額が 6 5 5 万 3, 0 0 0 円。歳出総額が 5 8 7 万 8, 0 0 0 円。歳入歳出差引額が 6 7 万 5, 0 0 0 円でございます。して、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が同額の 6 7 万 5, 0 0 0 円となり、こちらが翌年度への繰り越しとなります。説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 1 5 議案第 7 1 号 平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 5 議案第 7 1 号 平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の 2 4 ページをお願いいたします。

議案第 7 1 号 平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の方をご用意いただきたいと思います。

国民健康保険事業勘定特別会計決算書 224 ページからご説明をいたします。

歳入・歳出決算書 款項別集計表ということで説明をさせていただきたいと思っております。歳入。

款 1、項 1、国民健康保険税。収入済額が 4 億 3 2 2 万 8, 2 2 1 円でございます。

次、款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料でございます。督促手数料として 3 8 万 2, 9 0 0 円収入がございました。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金でございます。これにつきましては、一般療養給付費の交付金及び介護、後期高齢者等各負担金の国庫負担金の合計額でございます。3 億 1, 0 1 3 万 2, 1 3 9 円の収入がございました。

項 2、国庫補助金でございます。これは調整交付金等が主なものになってまいりますけれども、6, 6 1 2 万 3, 9 5 3 円、決算でございました。

それから、款 4、県支出金でございます。項 1 の県負担金につきましては、高額医療共同事業負担金等が主になってまいります。1, 1 4 4 万 3, 1 5 6 円。

項 2、県補助金でございますけれども、こちらは県の財政調整交付金でございます。7, 8 4 0 万 3, 0 0 0 円、収入がございました。

款 5、項 1、療養給付費交付金でございます。こちらにつきましては、退職者医療の支払基金からの交付金となっております。1 億 1 8 3 万 7, 0 0 0 円収入がございました。

款 6、項 1、前期高齢者交付金。こちらは 6 5 歳から 7 4 歳、国保加入に伴う被用者保険からの交付がございました。こちらを支払基金からの交付でございますけれども、2 億 6, 1 0 2 万 6, 4 9 0 万円収入がございました。

款 7、項 1、共同事業交付金でございます。こちら、高額医療費の共同事業交付金ということで、国民健康保険団体連合会からの交付がございました。1 億 7, 0 6 4 万 4, 3 0 9 円収入でございます。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金。一般会計からの事務費等と、基盤安定のための繰り入れでございます。8, 2 8 5 万 6, 9 0 8 円でございます。

款 10、項 1、繰越金。前年度からの繰り越しが 1 億 1, 2 5 9 万 7 5 7 円がございました。

款 11、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料ということで、延滞金ござい

ます。404万4,073円。

項2、受託事業収入ということで、特定健診の個別健診の個人負担金でございます。26万6,000円でございます。

項3、雑入。第三者行為納付金等、交通事故等の納付金等で36万405円ということで、歳入合計が16億333万9,311円という決算でございます。

続きまして226ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額につきましては、383万248円。需用費及び電算委託料等でございます。

項2、徴税费。賦課徴収費として325万9,450円。

項3、運営協議会費。国保運営協議会というものを組織して、国保の有り方についてご協議をいただいております。こちらの委員報酬として3万7,500円支出がございました。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。先ほど申し上げました一般の療養給付費、病院への通院及び入院費用でございますけれども、それと療養費、8億7,293万3,255円という決算でございます。

項2、高額療養費。高額医療に対する給付で1億1,204万9,215円。

項3、出産育児一時金ということで出産に対する補助672万3,150円。

項4、葬祭諸費ということで、こちらにつきましては、言葉のと通りの葬祭に対する補助金でございます。51万円という決算でございます。

款3、項1、後期高齢者支援金等でございますが、これは支払基金への後期高齢者国民健康保険から、御代田町の国民健康保険からの負担金でございます。2億2,019万5,843円。

款4、項1、前期高齢者納付金でございますけれども、こちらも支払基金への国保分の負担金でございます。23万3,148円。

款5、項1、老人保健拠出金。こちらも同じでございます。支払基金への負担分ということで、9,802円でございます。

それから款6、項1、介護納付金でございますけれども、介護2号保険者、被保険者の保険料ということで、こちらも支払基金への支払分となってまいって、負担金となってまいります。1億254万2,681円。

款7、項1、共同事業拠出金。高額と共同安定化事業分の拠出金1億7,234

万 5 0 3 円 で ご ざ い ま し た。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございますけれども、特定健診の委託料が主になってまいります。7 1 1 万 1, 5 1 9 円。

項 2、保健事業費。人間ドック等の補助金でございます。1, 7 6 9 万 3, 6 9 3 円。

款 1 0、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。療養給付費国庫負担金の返還分ということで、4, 7 8 6 万 6, 4 1 5 円の支出でございます。

款 1 1、予備費につきましては、充当はございませんでした。

歳出合計、1 5 億 6, 7 3 3 万 6, 4 2 2 円という決算でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の 2 5 ページをお願いいたします。

議案第 7 2 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書をご用意いただきたいと思います。決算書の320ページからご説明をさせていただきます。介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算書の320ページということで、説明を始めさせていただきます。

歳入・歳出決算書 款項別集計表ということで、歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。収入済額が1億7,862万430円ございました。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。特定高齢者の予防事業の負担金でございます。89万5,000円の収入でございました。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料として3万7,900円の収入でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。介護給付費に対する負担金でございます。1億5,740万4,338円ございました。

項2、国庫補助金。調整交付金と地域支援事業に対する補助金でございまして、5,520万8,078円ございました。

款5、項1、支払基金交付金でございます。介護給付費に対しまして、29%支払基金から交付されるものでございます。2億5,857万5,148円の収入でございました。

款6、県支出金。項1、県負担金。介護給付費の県負担分でございます。1億2,741万1,847円。

項2、県補助金。地域支援事業交付金でございます。897万4,481円ございました。

款7、財産収入。項1、財産運用収入。基金利子として3万4,271円。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計からの給付費の負担分でございます。1億4,203万4,000円ございました。

款9、項1、繰越金。前年度からの繰越金が2,318万1,058円ございました。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料ということで、延滞金2万8,800円の収入でございました。

項2、サービス収入ということで、予防プランの作成料として291万1,800円収入がございました。

項 3、雑入ということで、642 円の収入でございます。

収入合計につきましては、9 億 5, 531 万 7, 793 円ということでございました。

322 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、項 1、総務費ということで、認定調査員の臨時職員、総務賦課費徴収経費等含めまして、1, 476 万 7, 513 円ございました。

款 2、保険給付費でございます。介護サービス費及び予防サービス費を含んでおりまして、8 億 6, 668 万 8, 887 円ございました。

款 3、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費でございますけれども、特定高齢者の予防事業経費ということで、1, 076 万 223 円ございました。

項 2、包括的支援事業任意事業費でございます。包括支援センターの運営経費が主になっております。2, 028 万 1, 772 円。

款 4、項 1、基金積立金につきましては、307 万 1, 000 円ございました。

款 5 の諸支出金でございますけれども、こちらにつきましては、307 万 3, 100 円という決算でございます。

款 6、生活介護支援サポーター養成事業費でございます。サポーターの研修費、旅費及びバス代等で 214 万 934 円の決算でございます。

款 7、項 1、ボランティアポイント事業費。27 名分のボランティアポイントということで、14 万 4, 600 円の支出でございます。

款 8、項 1、予備費については、充当はございませんでした。

款 9、地域支え合い体制づくり事業費でございますけれども、SOS ネットワーク構築事業及びサロン事業につきまして、社会福祉協議会へ委託いたしまして、697 万 7, 000 円の支出でございます。

歳出合計でございますが、9 億 2, 790 万 5, 029 円という決算でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第17 議案第73号 平成24年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 議案第73号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第73号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

再び決算書のご用意をお願いいたします。決算書374ページからご説明をさせていただきます。

御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。これの374ページからということで、歳入・歳出決算書 款項別集計表。歳入。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。75歳以上の被保険者の医療保険料ということで、7,821万8,500円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料でございます。督促手数料として、3万4,500円。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。事務費及び基盤安定、人間ドック補助に対する繰り入れということで2,829万5,000円の収入でございます。

款4、項1、繰越金。前年度からの繰越金は236万4,968円でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料ということで、延滞金の収入につきましては、1万7,100円でございます。

項 2、償還金及び還付加算金。保険料歳出還付に対する広域連合の補てん分ということで、900円の収入がございました。

項 3、雑入でございます。人間ドックに対する特別調整交付金及び健診に対する連合会支出金等208万3,797円、収入がございました。

歳入合計でございますけれども、1億1,101万4,765円でございます。

376ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。納入通知発送等のこれは切手代、役務費とそれから委託料等になってまいります、161万9,721円でございます。

項 2、徴収費。38万9,856円。こちらにつきましては、賦課徴収経費でございます。

それから款 2、項 1、後期高齢者医療広域連合納付金ということで、1億435万2,096円でございます。

それから款 3、項 1、健診事業費。後期高齢者の健診委託料でございますけれども、115万9,696円でございます。

項 2、保健事業費でございますが、人間ドック補助金につきましては、97万円の支出でございます。

款 4、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。900円の支出で、こちらが保険料が減額補正となったための償還金が生じたということでの支出でございます。

款 5、項 1、予備費でございますけれども、こちらは充当ございませんでした。歳出合計は、1億849万2,269円ということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

(午前11時57分)

(休憩)

(午後1時30分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第18 議案第74号 平成24年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第18 議案第74号 平成24年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の27ページをご覧ください。

議案第74号 平成24年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の200ページ、201ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。歳入。

款1、県支出金。項1、県補助金。収入済額ですが、22万2,000円。償還推進事務費に対します現年滞納繰り越し、それぞれ定額の4分の3が補助でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。513万1,000円。一般会計より繰り入れました。

款3、繰越金。項1、繰越金。2,139円。平成23年度からの繰越金でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。150万6,732円。年度内に宅地取得資金2件、住宅新築資金3件、合計5件の完済がございまして、年度末の残りで住宅改修資金が4件、宅地取得資金が17件、住宅新築資金が18件、合計39件が年度末現在残っております。なお、現年度分は平成32年7月が最終納期となっ

ております。

次の202ページ、203ページをご覧ください。歳出。

款1、土木費。項1、住宅費。支出済額33万44円。口座振替手数料、切手、消耗品等の事務費でございます。

款2、公債費。項1、公債費。652万8,952円。起債元金利息の償還金、計画どおりの償還額でございます。

歳出合計が685万8,996円でございます。

なお、起債につきましては、平成31年度が完了予定となっております。

次の204ページをご覧ください。歳入歳出差引残額2,875円。平成25年度へ繰り越します。

続きまして210ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 686万1,000円。
2. 歳出総額 685万8,000円。
3. 歳入歳出差引額が2,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額が2,000円となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第75号 平成24年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第75号 平成24年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の28ページをご覧ください。

議案第75号 平成24年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の274ページ、275ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表。御代田町簡易水道事業特別会計、歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が696万1,500円。主なものでございますが、新規加入金51件、1メートル当たり13ミリから20ミリの一般的なもので13万6,500円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額が7,500万3,200円。水道料金の現年分と滞納繰越分でございます。現年分の徴収率につきましては、97.81%、前年対比で0.66ポイントの増加でございます。

項2、手数料。113万1,300円。工事手数料及び閉開栓の手数料などがございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。4万8,019円。基金の利息でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。311万9,747円。小沼簡易水道との案分分及び一般会計から消火栓の管理料の入でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。731万5,359円。平成23年度からの繰越金でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。2万626円。水道料金の延滞金でございます。

項2、雑入。1万8,600円。金抜き設計手数料などがございます。

歳入合計が9,361万8,351円でございます。

次の276ページ、277ページをご覧ください。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。支出済額が4,023万2,813円。主なものでございますが、浅麓水道からの受水費及び起債の償還などがございます。

項2、施設管理料。支出済額が1,078万9,679円。検針の委託料、西軽配水池等耐震診断などがございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。支出済額が 1, 7 3 7 万 7, 5 0 0 円。長坂受水槽の中央監視設備の設置ですとか、水道管の布設替え、延長で 1 0 6 メートルなどがございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。1, 4 5 8 万 8, 6 7 1 円。小沼簡易水道への案分分で、人件費、電算などのものがございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。6 0 0 万円。基金への積立金でございます。

款 5、予備費。項 1、予備費につきましては、支出がございません。

歳出合計が 8, 8 9 8 万 8, 6 6 3 円でございます。

基金残高につきましては、3 9 2 ページにございますが、平成 2 3 年度末で 2 億 5, 7 7 0 万 9, 0 0 0 円が平成 2 4 年度末 6 0 0 万円の積み立てを行いまして、2 億 6, 3 7 0 万 9, 0 0 0 円となっております。

次の 2 7 8 ページをご覧ください。

歳入歳出の差引残額が 4 6 2 万 9, 6 8 8 円。平成 2 5 年度へ繰り越します。

続きまして 2 8 8 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額が 9, 3 6 1 万 8, 0 0 0 円。
2. 歳出総額が 8, 8 9 8 万 8, 0 0 0 円。
3. 歳入歳出差引額が 4 6 2 万 9, 0 0 0 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額で 4 6 2 万 9, 0 0 0 円でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 0 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 0 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易

水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の29ページをご覧ください。

議案第76号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の254ページ、255ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表。小沼地区簡易水道事業特別会計。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が508万2,000円。主なものでございますが、新規加入金33件、先ほどと同様に1メートル当たり13万6,500円などがございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。8,790万5,850円。水道料金の現年分と滞納繰越分でございます。現年分の徴収率につきましては、98.11%、前年度対比で1.11ポイントの増加となっております。

項2、手数料。119万2,000円。工事手数料及び閉開栓手数料などがございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。21万2,435円。基金の利息でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1,651万6,471円。御代田町簡易水道との案分分及び一般会計から消火栓管理料等の繰り入れでございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。収入済額が1,421万1,848円。平成23年度からの繰越金でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。7万4,200円。水道料金の延滞金及び申請前着手ということで、過料が1件、1万円がございました。

項2、雑入。99万3,519円。消費税の還付金66万2,100円、東電からの損害賠償金27万460円などがございます。

歳入合計が1億2,618万8,323円でございます。

次の256ページ、257ページをご覧ください。歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。支出済額が 6, 370 万 580 円。主なものでございますが、職員人件費、起債の償還金、委託料などがございます。

項 2、施設管理費。1, 917 万 5, 756 円。検針委託料、水質検査の負担金などがございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。2, 030 万 7, 000 円。寺沢接合井の中央監視設備の新設並びに舟ヶ沢の管路の布設替え延長で 149メートルなどがございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。196 万 7, 147 円。御代田町簡易水道分への案分分等でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。1, 500 万円。基金への積立金でございます。

款 5、予備費。項 1、予備費は支出がございません。

歳出合計が 1 億 2, 015 万 483 円でございます。

こちらも基金残高、平成 23 年末で 4 億 2, 852 万 2, 000 円でしたが、1, 500 万円の積み立てを行いまして、24 年度末には 4 億 4, 352 万 2, 000 円となっております。

詳細につきましては、392 ページに記載されております。

次の 258 ページをご覧ください。歳入歳出差引残額 603 万 7, 840 円。平成 25 年度へ繰り越します。

続きまして、272 ページをご覧ください。実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 1 億 2, 618 万 8, 000 円。
2. 歳出総額 1 億 2, 015 万円。
3. 歳入歳出差引額 603 万 7, 000 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 603 万 7, 000 円となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第21 議案第77号 平成24年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第77号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原 浩建設課長。

（建設課長 萩原 浩君 登壇）

○建設課長（萩原 浩君） 議案書の30ページをご覧ください。

議案第77号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の290ページ、291ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表。公共下水道事業特別会計。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が2,394万4,000円。受益者負担金でございます。なお、不納欠損額が524万2,500円。税に準じまして、廃業法人、相続人不存在など、11件でございます。現年分の徴収率は90.01%で、前年と比べまして、1.73ポイントの増加でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額が2億7,437万3,060円。下水道料金でございます。不納欠損額が30万6,187円、行方不明など12件でございます。現年分の徴収率は96.88%、前年と比べまして0.34ポイントの増加でございます。

項2、手数料。28万9,600円。指定工事店の申請手数料及び督促手数料などでございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。320万円。長寿命化計画の策定業務に関する国庫補助金で、2分の1の補助金でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。2億618万4,500円。一般会計よりの繰入金でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,408万2,586円。平成23年度からの繰越金でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。199万8,502円。料金の延滞金及び申請前着手等の過料が6件×5万円がございました。

項 2、雑入。8万630円。金抜き設計手数料及び東電からの賠償金でございます。

款 7、町債。項 1、町債。1億1,850万円。資本費平準化債などがございます。

歳入合計が6億4,265万2,878円でございます。

次の292ページ、293ページをご覧ください。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。支出済額が1億8,655万330円。主なものでございますが、財団法人長野県下水道公社への施設管理委託料ですとか、浅麓環境施設組合への汚泥処理の負担金、あと電気用長寿命化計画の策定などの経費でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。4億4,777万1,384円、起債の元金利息の償還金計画どおりでございます。

款 3、予備費。項 1、予備費につきましては、支出がございませんでした。

歳出合計が6億3,432万1,714円でございます。

次の294ページをご覧ください。歳入歳出差引残額が833万1,164円。平成25年度へ繰り越します。

続きまして306ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 6億4,265万2,000円。
2. 歳出総額 6億3,432万1,000円。
3. 歳入歳出差引額 833万1,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 833万1,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第22 議案第78号 平成24年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（笹沢 武君） 日程第22 議案第78号 平成24年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原 浩建設課長。

（建設課長 萩原 浩君 登壇）

○建設課長（萩原 浩君） 議案書の31ページをご覧ください。

議案第78号 平成24年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の348ページ、349ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表。農業集落排水事業特別会計。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、分担金。収入済額が7万8,076円。草越・広戸事業組合からの受益者負担金分でございます。修繕費等の7%と決められております。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。928万530円。下水道の使用料でございます。現年の徴収率が99.84%。前年は滞納繰越がなく、100%だったわけですが、納入遅れが1件ございまして、99.84%となっております。

項2、手数料。1,600円。督促手数料でございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。1,700万円。一般会計からの繰入金でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。232万5,165円。平成23年度よりの繰越金でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。2,100円は延滞金でございます。

歳入合計が2,868万7,471円でございます。

次の350ページ、51ページをご覧ください。歳出でございます。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。支出済額が 9 6 6 万 2, 6 0 4 円、主なものでございますが、光熱水費、施設管理委託料、修繕費などがございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。1, 6 9 8 万 2, 2 4 0 円。起債の元金利息の償還金、計画どおりでございます。

款 3、予備費。項 1、予備費につきましては、支出がございません。

歳出合計が 2, 6 6 4 万 4, 8 4 4 円でございます。

次の 3 5 2 ページをご覧ください。歳入歳出差引残額、2 0 4 万 2, 6 2 7 円。平成 2 5 年度へ繰り越します。

続きまして 3 6 0 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます

1. 歳入総額 2, 8 6 8 万 7, 0 0 0 円。
2. 歳出総額 2, 6 6 4 万 4, 0 0 0 円。
3. 歳入歳出差引額 2 0 4 万 2, 0 0 0 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 2 0 4 万 2, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 3 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 3 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 3 2 ページをご覧ください。

議案第79号 平成24年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の362ページ、363ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表。個別排水処理施設整備事業特別会計。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額が532万2,240円。111基を管理しておりまして、施設の使用料でございます。現年分の徴収率は99.02%、前年比で0.16ポイントの減となっております。

項2、手数料。1,600円。これは督促手数料でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。600万円。一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、款3、繰越金。項1、繰越金。70万5,089円。平成23年度からの繰越金でございます。

歳入合計が1,202万8,929円となっております。

次の364ページ、365ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。支出済額が555万724円。主なものでございますが、施設の管理委託料でございます。

款2、公債費。項1、公債費。593万8,218円。起債の元金利息の償還金、計画どおりでございます。

款3、予備費。項1、予備費の支出はございません。

歳出合計が1,148万8,942円でございます。

次の366ページをご覧ください。歳入歳出差引残額が53万9,987円。平成25年度へ繰り越します。

続きまして372ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 1,202万8,000円。

2. 歳出総額 1,148万8,000円。

3. 歳入歳出差引額 53万9,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5. 実質収支額が53万9,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 代表監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成24年度決算審査の結果を、ここにご報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成24年度御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元の定例会資料32ページの次に記載のとおりでございます。

決算審査意見書は、第1に審査の概要、第2、審査の結果、第3、決算概況、第4、審査についての所見の4つから構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われており、この部分は省略させていただきます、第1、第2、第4についてご報告させていただきますことをご了承ください。

第1の審査の概要であります。まず、平成24年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載してございます。これら審査対象について、第一次的には、去る7月24日から7月26日

までの間、事務局による予備審査を行いました。その後、土を除き、7月29日から8月6日まで、私と、当時の議会選出の柳澤監査委員による本審査を行いました。

この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これらの決算書は法令に準拠して作成されているか、決算書の計数は正確であるか、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類の視査により照合することといたしました。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ、証券類の実査や金融機関へ取引状況の確認を行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果も併せ考慮して、審査をいたしたところであります。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。すなわち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

次に、決算審査等を行いました過程での、私ども監査委員の全般的所見を述べさせていただきますこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これに代えさせていただきますことをご了承ください。

なお、例年のことではありますが、課ごとの個別の疑問や問題点については、重要性の原則に鑑み、その都度ご注意申し上げており、その後に改善された事例も少なくないところであります。重大でない軽微な問題は、いろいろな分野でいろいろ

とありました。決算審査の場には2万5,000点以上の歳出関係の伝票が持ち込まれており、その一部を視査により点検しただけでも、多くの疑問票がありました。それらの事項が軽微なことだからと放置しておく、「蟻の一穴」という格言もあるように、些細なことでも積もり積もって大きな災いを招くことがあるということを中心としておくことが肝要である旨を幹部職員にご注意申し上げたところであります。

さて、決算審査の所見に先立って、改めて監査をなぜ行うのかという監査の一般理論について、幹部の皆さんに簡単に申し上げました。

職員の中には、自分は日々業務をきちんと行っているのに、何で部外者がああだこうだと、なぜ調べるのだと思っている人がいると思います。現に、検査・監査・審査の過程での質問に対し、まま反駁される職員がいることから察せられるところであります。

ご高承のとおり、日本国憲法の前文にあるように、国政は国民の信託によるものであります。これと同様に、町政は町民の信託によるものであります。このため、町政の任にあるすべての関係者は、受託者として信託者である町民に町政の執行結果を説明する責務、いわゆるアカウントビリティがあるわけです。この説明責任を個別の町民に果たすことは現実的に不可能ですから、町民に選任された議員が兼務する議選監査委員と町民の代理人としての識見監査委員へ業務の執行結果を説明することで、信託者たる町民への説明責任を果たすことになっているわけでありませぬ。したがって、町民の付託にこたえるべく、公務員という地位についてから、職務の遂行と並列的に説明責任がついて回るわけです。この説明責任を監査委員から求められた場合には、職務の遂行上問題があるなしにかかわらず、その義務の履行を誠実に果たしていただきたいと考えます。

この点については、関係者、幹部職員、部下、とりわけ新任職員には、よくよく周知されるようお願いしたい次第であります。

監査の趣旨・目的について、決算審査についての所見として、9点ほどお話しいたしました。

なお、これらの所見が地方自治法第199条第10項の意見ではありませんが、事の重要性については、当該意見と同様に受け止めていただきたい旨もあわせ、申し上げます。

第1点目は、危機管理に関することでもあります。教育委員会、学校関係の監査では、3・11以降の児童生徒にかかわる災害時の対処について、ヒアリングを行いました。災害時の対処については、関係者の精神的な留意事項と災害時用備蓄品等の確保のようなハード面の備えとがあります。教育委員会、小・中学校ともに災害時の校内待機措置の家族への周知や、児童生徒への災害時の留意事項を知らしめるなど、災害時対策のソフト面での改善充実には、努力をされているようであります。しかし、予算を伴う災害時備蓄品等の整備は、検討段階にある年度中に実行されることはなく、一日も早い対処を要望したところでもあります。また、災害時には、町庁舎にある備蓄品の配給を期待している向きもありますが、3・11の経験からも、離れた場所からのデリバリーが可能とは思われず、校内待機を想定した最低限の災害時備蓄品は、各校舎内等身近に配備する方向性も検討されるべきではないでしょうか。とりわけ、現在、栄橋の架け替え工事があと1年継続されますので、その間は御代田中学と南小学校は、町役場からの緊急保管物資の配分輸送を期待することはできません。過去の決算審査の講評において「不作為の作為」ということで、「為すべき者が為さない」ということに対する責任問題について述べました。災害時備蓄品の確保は、その充実度は別として、その対応は時代の流れでもあります。

すべての町民に対する対処に限界はあるとしても、とりわけ多分に弱者でもある児童・生徒を対象とした災害時校内備蓄品等については、より前向きな取り組みが不可欠ではないでしょうか。

最近の自転車事故賠償事件のように、子どもに自転車運転の危険性を知らしめなかったこと、すなわち、「不作為の作為」ということで、母親に8,000万円を超える賠償判決がありました。町の予算には限りがありますが、職務上不可欠の予算要求を全くしないということは「不作為の作為」であるとなる可能性がなきにしもあらずで、福島原発事故のように、転勤・退職後も損害賠償の請求になりませんことを念の為申し添えたところでもあります。

第2点目は、町の財産に関することです。

町では、必要に応じ各種の団体・法人等との関係で、出資をしたり、株式の取得をしています。その明細書は、決算書の中の「出資金等」という欄に記載されています。これら出資金等は、本来利益の分配や配当金がありますが、その有無については、担当課以外、原則としてわかりません。現実には配当金等があれば、担当課

が入金処理をしますが、分配・配当がない場合には、担当課は特段の措置をとっていません。しかし、現在、本当に無配当なのかをチェックする体制がありませんから、内部牽制の意味合いからも、収支の総括責任者であります会計管理者は、定期的に利益の分配や配当の有無について、文書による関係課からの報告を受けることが必要ではないでしょうか。金融機関との取引残高確認を行うにあたっては、町の借入金である融資金がない場合には、融資金ゼロの証明書を取り寄せていることに思いをいたしていただきたい旨を申し上げたところであります。

なお、決算書の「出資金等」には「出捐金」も記載されておりますが、出捐金の多くは、解散時に残余財産があっても出捐者である町に分配されることはありません。ちなみに、「出捐」というのは、現金等を寄附することである。したがって、決算書に財産として記載されていても、町にとって清算価値がないことを承知しておく必要があります。もちろん、解散までの間は出捐により当該出捐先から便益を受ける権利があることはいうまでもありませんが、今回の決算審査で決算書の出捐金等の余白に、清算時の返戻金がない旨などを付記されるよう、要望いたしましたところであります。

第3は、物品の管理であります。

地方自治法及び当町財務規則に定める「物品」についての諸規定の運用状況、現実的な規則立案状況について、物品管理の責任者たる会計管理者に現状説明を求めました。物品は、備品と消耗品に区分され、その管理は規則等の定めるところにより、適切に保管と出納がなされるべきであることはいうまでもありません。これを受けて、会計管理者は鉛筆、ボールペン、マーキングペンのような事務用消耗品についても、出納記録を作成しております。一般企業でも、年度末に塗料・機械油等大量に保有する消耗品について棚卸を行い、在庫品を資産計上する例もあります。しかし、事務用消耗品については、手持ち品の保管管理は行いますが、関係課の請求により定期的に引き渡しを実施するものの、出納記録までは行いません。これは、少額消耗品に対する重要性の原則と費用対効果の適用例であります。ちなみに、近隣市町村では、財務規則を改正し、会計管理者による事務用消耗品等の出納記録を免除している事例もあります。限られた人的資源について、効率的に活用するためにルールの再検討をすることも必要ではないかと申し上げたところでございます。

第4は、組織に関するものであります。

地方自治法第2条第15項では、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるものとされています。本項についても、監査委員は意を払いつつその監査職務を遂行するものとされています。

さて、昨年の突然の国政選挙により、監査日程の変更をされ、更には12月定例議会も通常と異なる日程で開催されることになりました。これは、監査委員事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局の3事務局を同一人が併任しているためによるものです。例えば、事前に予定した定期監査の時間帯に、急きょ、県の選挙管理委員会から集合がかかり、定期監査を中止せざるを得ませんでした。また、定例議会も国政選挙に合わせる日程変更を余儀なくされました。更には先般の参議院議員選挙の影響が決算審査の日程にも影響を与えたところでもあります。県内の他の町村でも、3事務局の併任は少ないのではないのでしょうか。監査と議会という定期的に実施される事務を担当する部局が、突発的かつ不可欠の選挙事務を併任することに問題の起因があるのではないのでしょうか。長年、現体制できたとのことではありますが、改めて地方自治法第2条第15項を読み直した次第でございます。

第5は、領収証と領収書に関するものです。

「領収証」と「領収書」には差異があるのでしょうか。代金や手数料を支払った際にレシートをもらいますが、改めて領収証か領収書か、気にすることはないと思います。民法第486条に支払いをした者が受領者に「受取証書」の交付を請求することができる旨を定めています。領収証と領収書は、この「受取証書」に該当します。

平成24年度の現金出納検査では、会計管理者に「領収証と領収書とに差異があるのでしょうか」という質問をしました。なぜこのような質問をしたかというところ、財務規則にこの2つの用語があるからであります。いわゆる役所仕事は法制執務といわれるように、日々の業務は、法律や条例等に拘束されることが少なくありません。条例規則等で使用する用語には特定の意味合いがあり、1つの概念には単一の用語が使用されなければなりません。領収証と領収書は「受領者」と「受取証書」の組み合わせからきた用語です。この両者に法的差異がなく、多くは慣行的なもので、「証」の方が「書」よりも堅いニュアンスがあるのかもしれませんが、しかし、意味合いが同じだからといって、条例や規則で混用するのは適当でなく、どちらか統一して条例を起案するのが法令担当者の責任であります。

ちなみに、町役場のレジスターで発行されるレシートにも、領収証と領収書があります。速やかに統一すべきである旨を申し上げました。

第6は、契約書に関するものです。

契約は口頭でも有効ですが、地方自治体では、原則として契約書を作成し、後日の証拠として保管しています。今回も何通かの契約書を点検しましたが、次のような町保管の契約書がありました。

まず、契約書本文の末尾に、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する」と記載されております。更に町名、御代田町と町名は記載されておりますが、町長印の押印がなされていないのです。これでは、契約成立要因の押印がなく、契約書未締結の状態になります。これは、契約の相手方が記名済の契約書2通を作成し、これには相手方のみ当然記名押印はなされています。その1通に町長印を押印して、相手方に返却し、残り1通に町長印を押印することなく、そのまま保管しているものと思われます。相手方が町長印、町保管の契約書に町長印を押してあるかどうかを確認することはありませんから、実務上は問題がないとはいえ、契約法務の面から妥当とはいえません。

なお、長文の契約書の各ページ間に割印として町長印が押されていましたが、町長印はみだりに押印することなく、昔のように「こより」を使用する必要はありませんが、簡易な袋とじにして裏表紙1カ所に町長印を押す、そのようにするべきではないでしょうか。町長印は重みがあり、軽々に押印するものではありません。

このついでに申し上げましたのが、契約書等重要書類に町の所在地を記載する場合に、「2464-2」のように、略記すべきではなく、本来の所在地名を表示すべきではないでしょうか。

9つのうちの7番目は、外部業者が作成した文書に関するものであります。

例月現金出納検査や決算審査では、帳票類の一部をチェックしていますが、まま変わった伝票があります。24年度のある請求書の日付の上部に、効力が生ずる「発効日」という表示がありました。通常は効力を生ずる「発効日」というのは、条約や法律等に使用されることはありますが、民間の商取引文書では、外国との契約である涉外契約を除き、いままで見たこともありません。仮に効力が生ずる「発効日」ではなく、請求書を作成した日を意味する「発行日」のミスタイプであるとしても、請求書の日付に発行日の添え書きをすることも、また通常あり得ないのではないで

しょうか。当町の取引先には、零細な業者も少なくないと思いますが、通常の商取引実務をわきまえた業者を選定してもらいたいものです。仮に、業者そのものがしっかりしていて、単に担当者のミスであるならば、そのような文書は受理するべきではなく、差し替えてもらうべきでしょう。

なお、納入業者の伝票には、文字が判読できないものや、乱雑な記載のものがあります。伝票を受領する者は、事実関係から伝票の記載内容を見ることなく受け付けたものと思われます。伝票記載事項も情報であります。情報は当事者だけのためにあるわけではありません。当事者以外の者にも内容が理解できるものでなければ、伝票を保存する意味がありません。この面からの業者指導もお願いしたところあります。

8番目は、公金外現金の取り扱いについて申し上げました。

現金出納検査に関連し、公金外現金の取り扱いについて関係課長によるチェック機能はなされているかについて、関係者に質問しました。現在、公金外現金の取扱いは、各所で慣行的に行われているのが現実であります。いわゆる旅行積立金とか、懇親会の積立金とか、これが公金外現金に該当します。しかし、制度的に管理者の正規の指揮命令に行われているとは言い難いのではないかと思います。

巷間、新聞・テレビ等に話題になる公共団体等の職員による不正の多くは、この公金外現金によるものが多いようです。その主要因は、当該現金の収納、保管が特定の者に任されていることによるようです。一部地方公共団体には、現実を直視し、善し悪しは別として「公金外現金取扱要領」のような取扱い基準を定め、管理しているところもあるようです。ちなみに、最近、当町でも同様の内部規定を定めたことでもあります。

公金外現金は公金ではありませんので、その取り扱いの妥当性について、監査委員に調査権限があるのかやぶさかでない面もあります。他方、権限外としても、その場合には当該職員の職務専念義務違反という行政監査の面から、何らかの意見を開示することになるのかもしれませんが。通常の業務執行はもちろん、公金外現金の取り扱いにしても、一人の担当者に任せることなく、何らかの内部牽制が必要であることは間違いありません。今回の決算審査による多くの担当課は、通帳保管者、印鑑保管者、押印責任者を別々の者にする等の努力の跡が多くみられたことは、喜ばしいことでもあります。ただ、一部の課では、通帳保管者と印鑑保管者が同一人でし

たので、関係者には速やかに改めるよう指導いたしました。

最後は、9番目は、ピンク電話に関する所感を申し上げます。

最近、町中で公衆電話を見かけなくなりました。N T Tは費用対効果から、公衆電話を廃止する傾向にあります。利用度の低下は、携帯電話の普及にあることはいうまでもありません。町の関係施設からも、いわゆる赤電話がなくなり、ごく一部にピンク電話が残っています。ちなみに、ピンク電話の正式名称は「特殊簡易公衆電話」といい、設置者がN T Tではなく、この場合は町部局の所有機械で、あれは約10万円ぐらいするそうです。設置費用も設置希望者の負担です。ピンク電話からは、原則ゼロ発信ができないため、携帯電話への通話もできません。利用者は10円で1分通話ができます。設置者は通常通話料のほかに月額500円のゼロ発信不可とするシステム使用料も支払うことになります。今年度の出納検査では、ピンク電話設置という行政サービスについての費用対効果ではなく、利用度の低いピンク電話にかかわる現金管理の面から、会計管理者に質問をしたものであります。金額の重要性もあり、一定期間ごとの回収と納金処理をしていますが、その期間は極力短期間にするとともに、ピンク電話の機器自体の保管にも意を払う必要があります。更に、現金管理の面からも、この行政サービスの継続については再考が必要ではないでしょうか。このピンク電話について、費用対効果と廃止した場合のサービス低下について、携帯電話を持たない人の便益について、配慮すべきという見方もあります。しかし、行政は限られた予算を効率的に使用する義務もあります。友人・知人の好意に頼るといふ助け合い、共助も必要ではないでしょうか。

以上、9項目の決算審査の所感を申し上げ、今一点、監査以前の心得として幹部の皆様をお願いしたことがございます。即ち、決算審査講評の席に出席される皆さんは、部下を抱えるリーダーシップであります。リーダーには当然のことながら、リーダーシップが備わっていなければなりません。それでは、リーダーシップとは何なのでしょう。

東京の大型書店へ行くと、数えきれないくらいのリーダーシップ論の書籍があります。抽象的には、我が国の代表的な国語辞書、広辞苑の説明にある、指導者としての資質・能力・統率力に要約されるのではないのでしょうか。しかし、現実には、抽象的な指導者という資質・能力・統率力ではなく、日常業務において率先する範、垂範、すなわち、部下に先立って日々模範を示すことではないのでしょうか。幹部の

皆さんには、是非とも関係する部下から、将来自分がこのような管理者になりたいと囑望されるように、日々業務に邁進されますことをお願いしまして、仕事に邁進するにあたっては、周囲の部下の皆さんのその仕事ぶりを通じて、資質・能力・統率力、更には決断力を日々見せてあげてほしいと思います。そして、部下を引っ張って、一緒に町行政の発展と町民益への貢献を目標に、前に進んでくださるようお願いしたところであります。

以上をもって、決算審査意見のすべてを終了いたしますが、議員の皆様到最后にお願いがございます。

それは、平成23年度から滞納整理を広域的組織で対処するべく、長野県地方税滞納整理機構という組織が発足いたしました。監査制度についても、現在総務省では、監査委員制度に代わる広域的組織での市町村の監査を行うべく検討中でありま。その実現には、なお相当の日時を要すると思われまますが、それまでは現行の監査委員制度が維持されま。この監査委員制度が維持・充実するためには、議員の皆様による、条例や予算の審議による事前統制としての行政のチェックが不可欠であり、私ども監査委員は、条例の適正な運用や予算の適正な執行を、事後統制としてチェックいたしま。議会の皆様と監査委員とは、いわば車の両輪として、町民の付託にこたえたく、ここに皆様のご協力をお願いし、決算審査の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ご清聴に感謝をいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

―――日程第24 議案第80号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第24 議案第80号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めま。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書33ページをお願いいたします。

議案第80号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をい

たします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,796万4,000円を減額し。

大変申しわけございません、この記載が減額となっておりませんが、増額の誤りでございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,796万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,069万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

2ページ、3ページ、4ページとございますけれども、これにつきましては、お手元の資料番号4でご説明をさせていただきますので、そちらをご準備いただきたいと思います。

それではご説明申し上げます。

大きな金額のものだけ説明をさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

平成25年度一般会計補正予算(第3号)でございます。歳入。

款10、地方交付税。項1、地方交付税でございますが、普通交付税の確定によりまして、3,621万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、子ども手当負担金過年度分ということで、412万円の増額等々で467万円の増額をお願いするものでございます。

項2、国庫補助金でございます。まちづくり交付金で6,711万4,000円

の減。地域の元気臨時交付金で7,794万2,000円の増等で、2,126万6,000円の増額です。

少し飛びまして、款15、県支出金。項2、県補助金でございます。安心こども基金事業補助金で1,826万9,000円の減。これは杉の子幼稚園で未満児保育の施設を建設する際の補助金ということでございましたが、これが総合こども園の認定を受けないとこの補助金を使えないということで、その選択をあえてなさいまして、この補助金については返上するということでの減であります。

それから、新規就農総合支援事業補助金で300万円等々で、既定額から1,480万8,000円を減ずるものであります。

款19の繰越金でございます。前年度繰越金が確定いたしまして、ここで1億1,166万6,000円の増額をするものでございます。

款21の町債でございますが、臨時財政対策債の借入可能額が確定しまして、ここで2,400万円の増額をお願いし1,810万円の増額補正でございます。

歳入合計といたしまして、1億7,796万4,000円を増額し、61億3,069万1,000円とするものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。こちらにつきましては、ふるさと創生基金の積立金ということで、地方の元気臨時交付金を、町長の招集のあいさつにもありましたけれども、26年度使用するためにふるさと創生基金に一時ストックするというので、積立金として7,200万円等々で、6,762万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、民生費でございます。項1の社会福祉費でございますが、福祉空間整備推進交付金事業で910万円の増。介護保険特別会計繰出金で206万1,000円の増等々で、1,126万6,000円の増額をお願いするものでございます。

項2、児童福祉費でございますが、先ほど申しました未満児保育施設の建設補助金ということで、杉の子に予定しておりました補助金のうち県からのトンネル分1,826万9,000円を減じまして、トータルで1,855万5,000円の減額補正をお願いしております。

款4の衛生費。項1、保健衛生費でございますが、広域連合の地域医療センター整備負担金が一応確定してまいりまして、1,267万8,000円の減となりま

した。これらを受けまして、1, 873万1, 000円の減額をお願いしてございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費でございます。収入にもございましたが、新規就農総合支援補助金が300万円ということで、これらで254万3, 000円の増額補正でございます。

款8の土木費。項2の道路橋梁費でございますが、雪窓向原線の電柱移転補償料ということで、現在車道側にある電柱を民地側に移したいということの計画でございましたけれども、その事業効果の舗道の関係で、実施を取りやめる方向で予算を減額いたしました。これによりまして、6, 984万3, 000円の減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。同じく土木費。項4の都市計画費でございますが、住宅リフォーム補助金で新たに1, 000万円の計上をさせていただいております。これは、動向からして来年の4月からは消費税が8%に上がるのではないかと。そうしたことで、駆け込みの需要があるという状況の中で、前倒し的な状況で、今年の予算に計上をしたいということでございます。

そのほか、公園整備工事ということで840万円。それらで1, 816万9, 000円の増額補正でございます。

続きまして款9、消防費。項1の消防費でございますが、佐久広域消防本部費負担金ということで、無線のデジタル化関係でございますが、1, 704万円ということで、トータルで1, 891万3, 000円の増額補正でございます。

大きなもので款14、項1、予備費で調整をさせていただきました。予備費に新たに1億7, 031万2, 000円を増額するものであります。

歳入合計、しめて既定額に1億7, 796万4, 000円を増額し61億3, 069万1, 000円とするものでございます。

続きまして、予算書にお戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、変更でございまして、変わりましたのは、それぞれの起債の目的ごとに限度額が変わってございます。公共事業等債では、5億1, 100万円を5億420万円に、それから臨時財政対策債で3億2, 800万円を3億5, 200万円にそれぞれ変更しようとするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。説明は以上でござ

います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 12番 市村千恵子です。

平成25年一般会計補正予算案、5点についてお伺いしたいと思います。

19ページなのですが、款4、衛生費の塵芥処理費の井戸沢最終処分場残余容量測量委託料が15万6,000円減額となっておりますが、この測量結果とこの最終処分場の、どの程度容量があるかということの測定だと思うので、最終処分場の寿命と申しますか、延命と申しますか、どのくらい見通せるのかということと、同じくその下に井戸沢最終処分場内作業委託料が150万円の減額となっているわけなのですが、ごみが減ったからかなという思いもありますが、この減額の原因についてをお願いいたします。

続きまして20ページの農林水産業費の中の、農業振興費。先ほども説明、大きなものということで説明がございましたけれど、新規就農総合支援補助金というのが300万円ついておりますけど、この新規就農者というのは、どういう方が対象になって、何名くらいを予定されているのか。

次が、23ページの土木費です。今も提案理由の説明がございました土木費の都市計画総務費の住宅リフォーム補助金、来年消費税が8%になるのではないかと申す中での駆け込み需要が見込めると申すことで、1,000万円増額補正ということとなりますけれども、この内容について申請などはいつからを予定しているのか、この計画についてをお願いしたいと思います。

次、24ページです。同じく土木費の中の公園管理費の公園施設整備工事840万円というふうにありましたけれども、これはどこの公園で、整備内容はどのようなものなのかについてお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

今回の減額は、事業完了及び入札差金に伴う減額でございます。まず、井戸沢最終処分場の残余容量の測量につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令によりまして、埋め立てができる残余の容量を把握するために測量を実施しております。測量の結果につきましては、本年、平成25年7月の測量で1万1,760立方メートルの残余量が確認されました。ちなみに、昨年、平成24年7月では、1万1,845立方メートルの残余量でしたので、この1年間で85立方メートルが埋められたこととなります。この測量は、縦断・横断での測量であり、単年度だけでの埋立量では誤差が生じますもので、平成21年3月に測量したデータから計算いたしますと、おおむね平成21年度から25年度までの4カ年で1,661立方メートルが埋められたこととなりました。年平均に換算いたしますと、415立方メートルとなります。現在の状況で埋め立て処分を続けた場合、埋め立て可能年数は、今の1万1,760立方メートル割ることの415立方メートルといたしますと、28年となります。ですが、これはあくまでも過去の平均から計算した理論上の数値としてご理解いただければと思います。なお、このように延命化が図られたことによる、延命化については、いままで平成16年度から最終処分場に搬入される不燃物を分別して鉄くずを資源化したこと、そして平成20年4月から、焼却残渣を井戸沢処分場において埋め立てしておりましたけれども、21年4月から民間の処分場で処理委託したこと、そして21年7月、廃プラスチックの破砕機を導入しまして、ごみの減容化を図ってきたことによりまして、このようなこととなっていると思います。

また、昨年の平成24年度からは、廃プラスチック類の可燃性の埋め立てごみにつきまして、埋め立て以外の処理方法を検討するために、民間委託によるサーマルリサイクルとしまして焼却処理を実施してございます。このようなことによりまして延命化の効果が出てきているのかなというふうに考えております。以上です。

○12番（市村千恵子君） 井戸沢の場内作業については。

○議長（笹沢 武君） 尾台清注課長。

○町民課長（尾台清注君） すみません、申しわけございません。

もう1つ、先ほど、井戸沢最終処分場での作業委託ということで、150万円ということがございました。

これは、作業委託日が決定しております。そういうことの中で、変更する予定も

ございませんので、既に契約してございますので、150万円減額したものでございます。

○議長（笹沢 武君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） 新規就農総合支援補助金の内容ということですが、これは国の成年就農給付金事業でございまして、経営の不安定な就農初期段階の成年就農者に対して、成年就農給付金を給付する事業でございます。

成年就農給付金の給付要件として、どのような人が対象になるかということですが、大きく5つの要件がございます。

1つ目として、独立自営就農時の年齢が45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を持っている人。

それから、要件2として、要件2では5つの要件がございます。すべての要件を満たすということで、農地の所有権または利用権を有している人。重要な機械・施設を自分で所有している又は借りている人。3として、生産物や生産資材等を自分の名義で出荷・取引している人。4として売上や経費の支出など、経営収支を自分名義の通帳・帳簿で管理している人。5として、自らの経営に即して、主体的に農業経営を行っている人。これは新たに農業を行う人ということになります。

その上に、また後継者でも、この資金を借りたいという、給付金を要望する人がいると思います。後継者の場合は、親の経営から独立した部門経営を行う場合、それから親の経営に従事して5年以内に全部継承する場合とあります。

それから、要件3として、就農後5年後には農業で生産が成り立つ実現可能な計画を立てている人ということで、おおむね250万円以上の所得が得られる計画ということになります。

あと4番目として、市町村が作成する人農地プランに中核となる経営体として位置づけられていることが必要となります。

そのほか、生活費を支給する国の他の事業を受けていない人となります。

この事業に対して、途中で農業経営を中止したり、目的達成ができないような状況になった場合は、給付を停止したり、一部返還もございます。

今回、300万円の補正ということですが、年間1人150万円の上限がございまして、最大で5年間ということでございます。今回は2人分見込んでおりまして、

当初は1人分見込んでおりました、都合3名、本年度いまのところ予定しているところで、予算書の財源内訳では、県の補助金となっておりますが、国からのトンネル補助で100%、国の補助金でございます。以上です。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） まず初めに、23ページの住宅、今年度の住宅リフォーム補助金の増額補正でございますが、今年度の補助金につきましては、この6月をもって申請額が予算額に達したため、受け付けを終了したところでございますが、終了後におきましても、問い合わせが多数寄せられております。また、先ほど企画財政課長からも説明がありましたとおり、国において消費税率の引き上げが検討されていることから、増改築等の駆け込み需要が見込まれるため、来年度分の前倒しといたしまして、当初予算と同額の1,000万円の増額補正をお願いしているところでございます。

申請の受け付けにつきましては、年度内竣工という条件がございますので、本議会の議決をいただきまして、予算執行が可能となり次第、ただちに開始したいと考えております。また、町民への周知につきましては、町内登録業者、町内登録の38の業者に対しては直接通知文を郵送するとともに、町のホームページや広報『やまゆり』に掲載して、案内したいというふうに考えております。

次に、公園施設整備費の840万円につきましては、駅前広場公園内の街灯の建て替えを計画しております。駅から出ますと、正面に3灯式の街灯が1基と、ロータリーの周囲に1灯式の街灯が5基ございます。町の玄関にあたりますので、当初は塗装による美化というふうに考えておりましたが、調査の結果、老朽化による支柱の腐食が進んでおりました、安全性を重視するとともに毎年の維持費、電気料ですが、それらの経済性を考慮しまして、新たにLED式照明の街灯に建て替えたいというふうに考えております。

なお、財源につきましては、その補正予算書24ページの財源内訳に記載のとおり、国の元気臨時交付金と県の元気市町村交付金などを充てていく予定でございます。以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 先ほどの町民課長の説明の、井戸沢については、本当に町が

計画的に減量化のために分別を進めてきたり、それから破砕機導入などで、そういう計画的にやってきたことが、この延命につながっているのかなというふうに感じるところです。

それと、住宅リフォームの補助金ですけれども、年度内完了ということなので、これで議決されて10月から申請となれば、本当にちょっと短い中での工事となりますので、本当にその周知徹底は業者もさることながら、私も町民の方に、もう補助金は終わったのですかとか、リフォームやりたいのですけどというのを多々やはり受けていたので、それを本当に町民の方に周知していただくということを徹底してやっていただけたら、本当にいい制度だなというふうに思うところです。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

2点ほどお伺いしたいのですが、まず1点目が、資料番号4番の中で、款14、国庫支出金ということで、町長の招集あいさつにもあったのですが、地域の元気臨時交付金7,794万2,000円、これが交付されて、それで次ページの総務費のところではふるさと創生基金積立金ということで7,200万円、これ26年度に使用するという説明があったのですが、どのような目的でそのまま積立金にするのかというのが1点。

それからもう1点が、その下の民生費。これも先ほど課長の方からの説明があったのですが、杉の子幼稚園さんの未満児保育施設建設補助金、これが全額なからの減額というお話だと思うのですが、これは杉の子さんとどのようなお話になっているのか、その辺を。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 歳入における地域の元気臨時交付金7,700万円は入ってきて、ふるさと創生基金、歳出で総務費のふるさと創生基金に7,200万円をというお話でございますが、今建設課長からもお話があったように、今年度中に完結できる事業について、今年度の予算に計上をしています。これは基金に積

み立てておきまして、来年度の事業ということで、幾つか事業は計画がございまして、申請はしてございますが、今年度着手がちょっと難しいというような状況もございまして、ストックしての実施ということで、こういった手法をとらせていただいております。以上です。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） ただいまご質問いただきました民生費、児童福祉ということですが、杉の子さんは、今回、当初安心こども基金の事業を利用して、土屋課長説明のとおり、認定こども園として運営する予定でございましたけれども、学校法人としての保育園の設立という形になりました。そのため、杉の子さん、自分のところの資金を利用して行っていくということで、県の安心こども基金は利用しないけれども、考え方には変わらないということで、また、この件につきましては、議会全員協議会でも報告する予定でございましたので、ご了解いただければと思います。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） では、全員協議会でご説明いただけるということなので、その説明をお伺いしたいと思います。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 0 3 分）

（休 憩）

（午後 3 時 1 7 分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第 2 5 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区特別会計

補正予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 5 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

議案第81号 平成25年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,352万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正でございますが、繰越金が確定したことに伴いまして、基金からの繰入金を減ずる状況の補正となっております。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。既定額から90万円を減額するものでございます。

款3、項1、繰越金。98万8,000円でございます。これは前年度からの繰り越しでございます。

歳入合計で、既定額に8万8,000円を増額いたしまして、1,352万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、予備費に8万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出合計が1,352万4,000円とするものでございます。説明は以上です。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第26 議案第82号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案について――

○議長(笹沢 武君) 日程第26 議案第82号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第82号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

小沼財産管理特別会計も御代田財産区と同様の理由による補正でございます。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。既定額から60万円を減ずるものであります。

款3、項1、繰越金。67万4,000円。前年度繰越金でございます。

歳入合計、既定額に7万4,000円を増額し、376万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2、予備費。項 1、予備費で 7 万 4, 0 0 0 円を増額いたしまして、歳出合計が既定額に 7 万 4, 0 0 0 円を増額し、3 7 6 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 7 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 7 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書 3 6 ページをお願いいたします。

議案第 8 3 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するものでございます。予算書につきましては、このあとに出てまいります 1 ページからお願いいたします。

平成 2 5 年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 1 2 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 8, 1 8 3 万 2, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。一般療養給付費の減額に伴いまして、200万円の減額補正でございます。

項2、国庫補助金。保健事業の交付決定に伴いまして、100万円の増額をいたします。

款5、項1、療養給付費交付金でございますけれども、こちらも交付決定によりまして、49万7,000円の減額でございます。

前期高齢者交付金でございますけれども、交付決定によりまして1,117万5,000円の増額補正でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。国庫補助金、こちらの保健事業の交付決定に伴いまして、保健事業実施により職員2名分の人件費の繰り入れを行います。52万7,000円の増額でございます。

基金繰入金。4,000万円の増額補正となっております。今回、国保の準備基金、支払準備基金から今回の予算で4,000万円の繰り入れを見込んでおります。当初予算で6,000万円を見込んでいることから、合計で1億円、これの繰り入れを基金から見込んでいるという状況になります。現予算段階の基金残高につきましては、732万円という状況になっているわけでございます。

款10、繰越金。額の確定によりまして899万8,000円の減額。

歳入合計でございますけれども、4,120万7,000円増額いたしまして、15億8,183万2,000円という状況になっております。

続きまして3ページをお願いいたします。歳出予算でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。国保連の負担金額が確定いたしまして、2,000円の増額でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。8月までの実績によりまして、一般療養給付費の今年度の推移の見込みが立ちましたので、1,091万1,000円の減額補正でございます。

款3、項1、後期高齢者支援金等。支援金額が確定いたしました。1人当たりの負担額が増大している状況で、2,356万6,000円の増額補正でございます。

款 6、項 1、介護納付金。こちらにも納付金額確定いたしました。やはり 1 人当たりの負担額が増大しているという中で、5 0 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。

款 8、保健事業費。人件費 2 名分増額補正いたしまして、4 6 2 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

款 1 0、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金ということで、療養給付費負担金の返還金として 1, 8 8 6 万 9, 0 0 0 円増額補正でございます。

歳出合計、4, 1 2 0 万 7, 0 0 0 円ということになっているわけでございます。

先ほどの決算でも申し上げたとおり、昨年度医療費が 7, 0 0 0 万円ほど前年に比べて高騰いたしました。過去にない医療費の伸びでございました。2 4 年度の実質収支は、3, 6 0 0 万円ということで、2 3 年度よりも 7, 6 0 0 万円ほど落ち込んだ状況になっております。国保財政運営は基金をほとんど使い果たすという、非常に厳しい状況となっております。

今年度につきましては、医療費の急激な高騰がない限り、どうにか国保運営、国保会計の運営をしていくことができるという見込みが出てまいっております。しかし、来年度につきましては、財源不足を補う基金、先ほど申し上げましたように、ほとんど無い状態となっております。このため、法定外の一般財源の補てん、そしてまた国保税率の改正など、財源確保の方法について検討を始めている状況でございます。国保の財政安定化が喫緊の課題となっておりますので、次の定例会には具体的な方策について議会の皆様にお諮りしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（笹沢 武君） 日程第 28 議案第 84 号 平成 25 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の 37 ページをお願いいたします。

議案第 84 号 平成 25 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案に
ついて

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 25 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,647 万 3,000 円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 435 万 3,000 円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。サポーター養成事業費等県補助が確定いた
しました。こちらを一般会計から繰り入れるということで、206 万 1,000 円
の増額でございます。

款 9、項 1、繰越金。前年度繰越金の確定に伴いまして、2,441 万 2,000
円。

歳入合計、2,647 万 3,000 円増額いたしまして、10 億 435 万 3,000
円ということになります。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。介護認定審査会負担金の決定に伴いまして、37 万 2,000 円
の減額。

款 3、地域支援事業費。項 2、包括的支援事業・任意事業費。3 月までの給与等

の減額分、包括職員の給与の減額分で、27万4,000円減額でございます。

款5、諸支出金。支払基金交付金の確定に伴いまして、34万4,000円増額でございます。

款6、項1、生活介護支援サポーター養成事業費。補助の確定に伴いまして、185万5,000円の増額補正でございます。

款8、項1、予備費。2,492万円増額ということになります。

歳出合計、2,647万3,000円。予算総額、10億435万3,000円という状況でございます。説明は以上でございます。

よろしくご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第85号 平成25年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第29 議案第85号 平成25年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の38ページをご覧ください。

議案第85号 平成25年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定

めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,956万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,884万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に133万5,000円の増額をお願いいたします。主な理由でございますが、平成25年度新規賦課分で受益者負担金の全期前納者が20名に達しております。これらの本来ですと5年分割が選択できるわけですが、全期前納者が増えたということで、増額をお願いするものでございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。既定額から110万円の減額をお願いいたします。御代田浄化管理センターの耐震診断業務費確定のため、それに基づきまして2分の1の国庫補助金を減額をお願いするものでございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に733万1,000円の増額をお願いいたします。平成24年度の繰越金の確定によるものでございます。

款7、町債。項1、町債。公共下水道整備事業債でございますが、既定額に2,200万円の増額をお願いいたします。公共ますの新規設置ですとか、管渠工事の増加によるものでございます。

歳入合計が、既定額に2,956万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。既定額に2,262万8,000円の増額をお願いいたします。主な理由でございますが、先ほど申し上げました公共ますの新設の工事、管路の施設工事の増加によるものでございます。

款2、公債費。項1、公債費。既定額から59万2,000円の減額をお願いいたします。当初見込みで利率1.0%を見込んで予算を構成いたしました。平成25年4月申請分につきまして、本債で0.6%、資本費平準化債で0.425%

で借り入れることができたため、その分の差額の減額をお願いするものでございます。

款 3、予備費。項 1、予備費。既定額に 753 万円の増額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出合計が、既定額に 2,956 万 6,000 円の増額をお願いいたします。

次の 4 ページをご覧ください。第 2 表の地方債補正。変更でございます。起債の目的が公共下水道事業債。補正前の限度額が 1,900 万円に 2,200 万円を増額いたしまして、補正後の限度額を 4,100 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 30 議案第 86 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計補正予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 30 議案第 86 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 39 ページをご覧ください。

議案第 86 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 25 年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,299万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。款3、繰越金。項1、繰越金。既定額に53万8,000円の増額をお願いいたします。平成24年度の繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計も同額となっております。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。既定額に30万円の増額をお願いいたします。施設修繕費の増加によるものでございます。

款3、予備費。項1、予備費。既定額に23万8,000円の増額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出合計といたしまして、既定額に53万8,000円の増額をお願いいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第31 報告第9号 平成24年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第31 報告第9号 平成24年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の40ページをお願いいたします。

報告第9号 平成24年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明いたします。

次のページをお開きください。

平成24年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を次のとおり報告します。

1. 健全化判断比率でございます。一番左側の実質赤字比率でございますが、実質赤字比率は、標準的な財政規模に対する一般会計等における実質赤字の割合で、当町では赤字額がございませんので、数値なしとなっております。

2番目の連結実質赤字比率でございますが、標準的な財政規模に対するすべての会計における実質赤字の割合で、実質赤字比率と同様に、当町では赤字額がないため、こちらも数値なしとなっております。

その隣の実質公債費比率でございますが、標準的な財政規模に対する一般会計等が負担する借金返済額の割合、これは3カ年平均で出しますけれども、これで7.1.前年度の前3年間の平均は8.8となっております。昨年と比べて1.7ポイント改善しております。これは、先ほどの説明にもありましたけれども、平成23年度に15年償還の10年目に借り換えを予定していた『エコールみよた』の建設事業債について、借り換えを行わずに全額償還したために、公債費が大きく減額となったことによるものでございます。

その隣の将来負担比率でございますが、これも標準的な財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の割合でございます。当町では将来負担額に対して財政調整基金等の基金残額などの充当可能財源がこれを上回っているため、数値なしとなっております。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業会計を適用してございます御代田町公共下水道事業特別会計、御代田町農業集落排水事業特別会計、御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計、小沼地区簡易水道事業特別会計、御代田町簡易水道事業特別会計、この5事業についてでございますけれども、いずれも各特別会計とも資金不足はありませんので、数値なしとなっております。報告は以上でございます。

ます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久夫代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員を代表しまして、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、第3条関係の意見書は、お手元定例会資料の最後の方、40ページの2に記載してございます。

私と議会選出の柳澤前監査委員とは、去る8月に平成24年度決算審査に合わせ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は、正確なものであるかに主眼を置いて、財政の健全化審査を行いました。

次に審査の結果であります。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成24年度の御代田町の一般会計に健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、即ち、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定はされていません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模

に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当町では、先ほども報告がありましたとおり、7.1であり、前年度より1.7%改善されています。これは、3カ年の単年度数値の平均値として算定する関係から、平成21年度単年度の9.9%が計算対象から外れ、平成24年単年度の4.9%が新たに計算対象になったことによるものです。なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、この面からも問題はないものと判断できます。

また、起債許可となる起債許可基準も18%であり、これについても問題はありません。

ちなみに、数日前に県が公表した、県下市町村の実質公債費比率の平均は9.7%とのことでありますから、当町の比率は県下平均よりも良好ということになります。

次に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が算定されませんので、なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですが、これにつきましても、問題はありません。以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

第22条関係の意見書は、お手元定例会資料の40ページの3に記載されております。この審査にあたりましては、健全化法第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、水道事業や下水道事業等5つの関係公営企業の平成24年度検査決算は、いずれも収支に問題なく、資金不足が生じておりません。このため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましても、数値が算出されております。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、改善を要する、是正を要すると指摘すべき事項は特段ございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と柳澤前監査委員が健全化法に定める合議により決定したものでありますことを念の為申し添え、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹沢 武君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成24年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

―――日程第32 報告第10号 平成25年度御代田町土地開発公社第2回

補正予算の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第32 報告第10号 平成25年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

報告第10号 平成25年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告について

平成25年度御代田町土地開発公社第2回補正予算を、平成25年8月9日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

平成25年度の土地開発公社第2回補正予算についてでございます。ページは振ってはおいたのですが、印刷の関係で出てございませんが、1ページの隣、2ページでございますが、こちらの（収益的収入及び支出）については、前回からの変更はございません。

1ページおめくりをいただきまして、3ページの（資本的収入及び支出）をお願いいたします。収入の部。

第1款、資本的収入。第3項、公社債及び長期借入金ですが、既定予定額はゼロ、補正予算額1,000万円の増額、計1,000万円となります。これにつきましては、メルシャン跡地取得に伴い課税されます建物の不動産取得税、固定資産税、都市計画税、及び、一部民地部分が一帯の土地の中にございまして、この土地貸

付料の支払いに充てるため、町の土地開発基金から借り入れを行うものでございます。

地方税法では、土地開発公社が公拡法により取得した不動産に関して、不動産取得税を課することはできないと規定されておりますが、固定資産税、都市計画税についても、有償で貸し付ける場合以外は、課税を免除されているということでございます。このため、メルシャンの跡地の取得に関しても、土地部分については課税は免除されております。しかし、建物部分につきましては、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、それぞれの課税対象となっておりまいます。不動産取得税は、取得に際して1回だけでございますけれども、固定資産税、都市計画税は1月1日の所有者に課税されることから、26年度から課税が始まります。

○議長（笹沢 武君） 議案上程中ではありますが、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。
続けてください。

○企画財政課長（土屋和明君） 今申し上げましたメルシャン跡地取得に伴う経費に関しましては、ページ数がわからないのですが、12ページの公有用地明細表をご覧いただきたいと思っております。横長になっているものでございます。この最下段にメルシャン跡地がございますが、メルシャン跡地もいただきまして、期首残高で面積は2万8,678平米、金額1億820万円ですが、当期増加高はその他として778万5,517円でございます。期末残高は面積は変わりませんが、金額が1億1,598万5,517円となる見込みでございます。

当期増加高の778万5,517円の内訳でございますけれども、建物の不動産取得税が667万3,000円。25年度分の民地部分の貸付料が111万2,517円となっております。これらの費用につきましては、保有土地を維持管理するのに必要なものであることから、支出予算には計上せずに、資産の簿価に算入をしております。

固定資産税、都市計画税については、先ほど申しましたけれども、26年からの課税となります。

4ページから6ページには、ただいま説明いたしました補正予算の変更実施計画を、それから7ページに、それに伴う変更資金計画を記載してございます。8ページの25年度御代田町土地開発公社予定損益計算書ですが、前回から変更はござい

ません。このあと、10ページからは、資料として附属明細表等を添付してご
います。報告については以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成25年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告を終わ
ります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第64号から議案第86号までについては、会
議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、そ
れぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時01分